

行政文書公開決定等審査答申書

令和7年10月20日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和7年2月7日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり答申します。

事件番号	255
公開請求に係る行政文書の名称又は内容	新たに顧問弁護士を選任するにつき、推薦先を大和法曹会とするに至った経緯が確認でき得る内部意思決定文書（ただし、起案用紙を含む。） なお、当該内部意思決定文書とは、令和6年5月9日付け大和市指令第625号において公開する件名を「顧問弁護士の推薦依頼について（伺い）」及び「顧問弁護士の推薦について（依頼）」ではなく、大和市（総務部総務課政策法制係）が、どのような理由をもって、推薦先を弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条各項及び第32条の規定に基づき設立された神奈川県弁護士会ではなく、単なる任意団体である大和法曹会に特定した選択の理由ないし経緯が確認でき得るものである。
審 査 の 結 果	実施機関が、本件情報公開請求について、対象文書が不存在であることを理由に、行政文書非公開決定処分を行ったことは妥当である。

第1 審査請求の経過

- 1 令和6年5月22日、審査請求人は、大和市長(以下「実施機関」という。)に対し、新たに顧問弁護士を選任するにつき、推薦先を大和法曹会とするに至った経緯が確認でき得る内部意思決定文書(ただし、起案用紙を含む。以下「本件行政文書」という。)の公開請求(以下「原請求」という。)をした。
- 2 同年5月31日、原請求につき、実施機関は、本件行政文書を作成していないことによる文書不存在を理由とし、行政文書非公開決定(令和6年度大和市指令第797号。以下「原処分」という。)をした。
- 3 同年6月5日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

第2 審査請求の趣旨

本件行政文書を公開せよ。

第3 当事者の主張

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 実施機関は、大和法曹会会長に対し、「本市顧問弁護士につきまして、貴会の会員を選任させていただきたく、御推薦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。」と表記した、令和5年10月6日付け『顧問弁護士の推薦について(依頼)』と共に、『推薦書』を交付するところ、当該推薦依頼については、総務課長の決裁を受けていることに鑑みれば、大和市長又は総務課長、若しくは総務課政策法制係長(事務担当責任者)が、大和市の顧問弁護士を選任するにつき、その推薦の依頼先を、大和法曹会に特定するための内部意思決定文書(本件行政文書)が作成されていることはいうまでもない。これがもし、実施機関が決定する如くに、作成されていないとなれば、大和市長らは、衝平公正を担保することなく、恣意的・意図的に、大和法曹会に推薦を依頼したという由々しき問題を払拭でき得ないことから、本件行政文書は、実施機関において作成されていることは明らかであり、従って、実施機関はこれを審査請求人に公開する義務を負う。

なお、実施機関では、前顧問弁護士の解任に係る一切の文書(ただし、選任しなかったこと又は顧問契約を更新しなかったことを含み、市議会の議事録を除く。以下「別件行政文書」という。)すら作成していないというのであるから、実施機関が顧問弁護士解任の事由を秘匿し、伏せているといわざるを得ず、そうであれば、本件行政文書は別件行政文書と共に、秘密裏に保管されているものと思料する。

- (2) 令和6年度の顧問弁護士の推薦に係る起案において、総務課長が別紙『顧問弁護士の推薦について(依頼)』の宛先を「大和法曹会会長」と特定(選定)することは、当然に、実施機関による意思決定であることに鑑みれば、本件行政文書は実施機関において作成されているはずである。

なお、これがもし本件行政文書を作成していないというのであれば、総務課長は、推薦先である「大和法曹会」をどのように選定したのであろうか、諸々の疑念が払

拭でき得ず、このことは、顧問弁護士として、前大和市長との関係性において、不適切を事由に解任（契約の終了）となった前顧問弁護士が代表を務める「大和法曹会」への推薦を不適切とする判断と整合するものであることから、本件行政文書の不存在（未作成）は、大和市行政文書の作成に関する規程（平成19年大和市訓令第10号。以下「規程」という。）第2条第1項に違背し、作為義務違反ないし行政不作為の違法は固より、推薦先の選定につき、権利の濫用となる。

2 実施機関の主張の要旨

規程第2条第1項は、意思決定を求めるに当たっては、行政文書を作成しなければならないことを規定している。

令和6年度の顧問弁護士委託契約に当たっては、件名を「顧問弁護士の推薦依頼について（伺い）」とする起案用紙により、顧問弁護士委託契約の締結に係る決裁権者である総務課長の決裁により、大和法曹会に対し顧問弁護士の推薦を依頼している。大和法曹会に対して顧問弁護士の推薦を依頼することについては、この決裁で意思決定がなされており、当該文書以外の行政文書は存在しない。

なお、審査請求人は、別件行政文書が不存在であることから、原処分において不存在とされた本件行政文書が秘密裏に保管されていると主張している。しかし、前顧問弁護士との間に締結した令和5年度の顧問弁護士委託契約は、解任ではなく当該契約期間の満了に伴って契約が終了したものであるほか、その経緯や判断については、令和5年9月19日に行われた大和市議会令和5年9月第3回定例会本会議の市議会議員の一般質問に対して、市長自らが答弁し、その会議録は市ホームページ等で公表されているのだから、実施機関において、顧問弁護士契約の終了に関し、何ら秘匿や伏せている事実は存しない。

第4 当審査会の判断

1 関係法令

大和市行政文書の作成に関する規程
（行政文書の作成）

第2条 職員は、意思決定を求めるに当たっては、行政文書を作成しなければならない。

ただし、事案が軽微なものであるとき（以下「軽微事案」という。）、又は意思決定の前に行政文書を作成することが困難であるときは、この限りでない。

2～4 略

2 判断枠組み

本件における争点は、本件行政文書の存否である。

この点につき、実施機関は、顧問弁護士の推薦先を大和法曹会とする意思決定は、大和法曹会に対し顧問弁護士の推薦を依頼する決裁でされている旨を主張し、一方で審査請求人は、当該決裁の前提として、顧問弁護士の推薦先を大和法曹会とするに至った経緯があり、その経緯についての本件行政文書が作成されているはずと主張する。

実施機関が文書不存在を積極的に立証すべき事情は見当たらず、本件行政文書が存在する旨の審査請求人の主張に不存在を覆すに足りるだけの合理的な理由も見当たらないが、審査会の権限により実施機関に対し、情報の提示を求め、本件行政文書の存否について調査を行った。

3 顧問弁護士の推薦先を大和法曹会とした経緯と理由

- (1) 審査請求人は、神奈川県弁護士会に推薦を依頼するという選択肢もある中で、前大和市長との関係性において不適切を事由に契約終了となった前顧問弁護士自身が代表を務める大和法曹会に対して推薦を依頼したことに疑念が払拭できないと述べている。

当該判断は市民から批判を受ける可能性もあり得るものであり、大和法曹会に対し推薦を依頼することについて内部で議論された上で意思決定がされたことは十分に考え得ることから、その点について実施機関に対して、聴取を行い、次のとおりの説明があった。

- (2) 前提として、顧問弁護士の推薦に係る特別な規定はなく、大和法曹会に依頼した理由は、大和法曹会には大和市と直接にゆかりのある弁護士が多く在籍しており、本市の行政や風土に詳しいという点、現在でも大和市の審議会や審査会等において数々の委員が推薦されている実績があり、総合的に考慮すれば、本市の顧問弁護士の推薦先として適切であると判断した。

また、大和法曹会に推薦を依頼することに問題があるとは考えておらず、よってその点における議論も行っていないものの、市長に対し、前顧問弁護士が大和法曹会の会長を務めていることについては報告し、大和法曹会に推薦を依頼する旨の説明は事前に行っている。ただし、その報告をした記録や大和法曹会を推薦先とする理由を記載した文書は作成していない。

以上のような経緯と理由により、推薦依頼先を大和法曹会とした上で、推薦依頼を行う決裁を行った。顧問弁護士の推薦先を大和法曹会とする内容に限った決裁が特に必要とは考えておらず、大和法曹会に対し顧問弁護士の推薦を依頼する決裁が推薦先を大和法曹会とするとの意思決定を当然に包含するものであるから、推薦依頼先を大和法曹会とする意思表示は明確にされていると考えている。

- (3) 以上の実施機関の説明では、今回の顧問弁護士契約満了に伴う契約不更新の判断と推薦依頼先の選定判断との間で整合性を欠くとの疑念を払拭できないが、実施機関が本事案について特段の問題を感じず、この点についての十分な考慮を欠いたままであったから、推薦依頼先として大和法曹会が適任であるとした記録を作成する必要性を検討することもなく、従来通りの選定基準に従って大和法曹会に推薦依頼したこと自体は、実施機関の説明から十分に確認できることである。したがって今回の推薦依頼先の選定に関して必要な考慮の欠如の是非は別にして、本件行政文書を実施機関が作成していないことには十分な蓋然性がある。一方で審査請求人の

本件行政文書が存在するはずとの主張には、こうした蓋然性を否定するに足りる十分に合理的な根拠までは見出すことができない。したがって、今回の行政文書は作成されなかったとの実施機関の説明は覆せないものとの結論に至った。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、実施機関が原請求について本件行政文書が不存在であることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

第5 審査の経過

令和7年2月 7日 諮問

同年3月27日 第1回審議

同年8月 4日 第2回審議（結審）

大和市情報公開審査会

会長 大津 浩

委員 鈴木 健次

委員 坂田 淳一

委員 福永 清貴